

上尾市斎場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第46号

上尾市斎場管理規則の一部を改正する規則

上尾市斎場管理規則（平成15年上尾市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「使用料」の次に「（葬儀式場使用料にあつては霊安室の利用に係るものに限る。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。